

北九州広域都市計画地区計画の変更（苅田町決定）

都市計画南原・殿川町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	南原・殿川町地区地区計画
位 置	苅田町大字南原、殿川町の各一部
面 積	約 18.0 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、町東部のほぼ中央にあり、町の拠点に近接している。また、県道25号の西側沿道にあり、北に東九州自動車道苅田北九州空港インターチェンジ及び北九州空港、東に苅田港、西に国道10号があり、広域交通の便に優れている。</p> <p>このような地理的な好条件を生かし、沿道型の産業が集積する業務市街地を形成するため、苅田町都市計画マスタープランにおいて『沿道型工業系複合交流ゾーン』として位置付け、主に沿道型工業（運輸業、倉庫業等）及び商業（小売業、飲食業）での土地利用を図っていくこととしている。</p> <p>本地区計画は、このような土地利用への適正な誘導を行うことで沿道型の業務市街地の形成等を図り、もって町全体の活性化、利便性の向上等を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区を4区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>(A 地区)</p> <p>幹線道路沿いの立地条件を生かし、工業施設や沿道利用者、周辺工場従業者、近隣住民のための利便施設の集積を図る。</p> <p>(B 地区)</p> <p>幹線道路沿いの立地条件を生かし、主として沿道利用者、周辺工場従業者、近隣住民のための利便施設の集積を図る。</p> <p>(C 地区)</p> <p>工業施設や流通業施設の集積を図る。</p> <p>(D 地区)</p> <p>緑地整備を推進しつつ工業施設や流通業施設が立地する地区として土地利用を図る。</p>
地区施設の整備の方針	地区内外の交通環境を向上させるとともに土地の有効利用を図るため、区画道路を整備する。
建築物等の整備の方針	<p>良好な業務市街地の形成を図るため、用途の制限、形態又は意匠の制限、垣又是柵の構造の制限について定める。</p> <p>公共交通の利用の促進を図るため、バス停留所を整備する。</p>

北九州広域都市計画地区計画の変更（苅田町決定）計画図

